

浄化槽は

きちんと使って きれいな水に

10月は浄化槽月間です

浄化槽の適正な維持管理を

浄化槽は、トイレや台所などから出る排水を微生物の働きによってきれいにし、川や海に放流するための設備です。浄化槽で水をきれいにするために、は、微生物が働きやすい環境を整え、その環境を保つことが大切です。使用上の注意を守るとともに、【保守点検】【清掃】【法定検査】の3つの維持管理を正しく行い、きれいな水環境を守りましょう。(3つの維持管理は、浄化槽法で義務付けられています)

使用上の注意

- ▼送風機（ブローア）の電源は切らない
- ▼水に溶けない紙は流さない
- ▼分離ますは定期的（1カ月に1回以上）に清掃する

3つの
約束を守ってね

- 保守点検
- 清掃
- 法定検査



3つの維持管理

①保守点検

浄化槽の機能を正常に保つため、機械類の点検調整や修理、消毒剤の補充などを行います。

②清掃

浄化槽内に溜まった汚泥の抜き取り、機器類の洗浄と清掃をします。

③法定検査

浄化槽の処理機能が十分に発揮されているか、保守点検や清掃を基準どおりに行っているか、放流水の水質が基準を満たしているかなどについて、指定検査機関が検査します。

※管理者の変更や浄化槽の廃止などがあつた場合は、速やかに下水道課または各支所地域振興室・産業建設室に届け出てください。

問い合わせ 下水道課管理係

0824・73・1175

10月は「骨髄バンク推進月間」です

保健医療課医療予防係 0824・73・1155

骨髄バンクとは

骨髄バンクは、移植を希望する人のために「骨髄・末梢血管細胞を提供したい」という人をドナーとしてあらかじめ登録し、移植を希望する人の白血球の型と適合したときに提供してもらうシステムです。

骨髄・末梢血管細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などによって、正常な造血が行われなくなってしまう患者への有効な治療法です。日本骨髄バンクに登録されている、骨髄移植を必要とする患者は、全国で16277人（県内23人）です。（7月末日現在）

しかし、移植を行うためには、患者とドナー（骨髄を提供する人）の白血球の型（HLA型）が一致する必要があります。その確率は、兄弟姉妹間で4人に1人、非血縁者間で数百人〜数万人に1人のため、ドナー候補者が見つからず、移植を受けられない人が数多くいます。

一人でも多くの患者に移植の機会が確保されるよう、骨髄バンクへのご登録をお願いします。

詳しくは「日本骨髄バンク」へお問い合わせください。

庄原市骨髄ドナー助成金

市は、骨髄または末梢血幹細胞の提供をした人で、有給休暇または骨髄などの提供を行うための特別休暇を取得していない人（自営業で休業により収入が減少する人）へ助成金を交付しています。

詳しくは、保健医療課までお問い合わせください。

【骨髄ドナー助成金の問い合わせ】

保健医療課医療予防係

0824・73・1155

【骨髄移植などの問い合わせ】

日本骨髄バンク

03・5280・1789

【骨髄バンクホームページ】

<https://www.jmdp.or.jp>



あなたにしか救えない
命があります。



ドナー登録は18歳から54歳まで